

立木公売公告等の一部訂正について

令和５年１０月３日付けで公告した「１０月期立木公売」の立木公売公告等について、別添のとおり一部訂正します。

令和５年１０月１３日

分任契約担当官

根釧西部森林管理署長 梶岡 雅人

記

１．公売公告の別紙１「特約事項」５その他（７）及び（８）及び（９）

【誤】 別紙【誤】の表のとおり

【正】 別紙【正】の表のとおり

２．５号・７号物件の位置図

【誤】 別紙【誤】の表のとおり

【正】 別紙【正】の表のとおり



別添 1

特約事項

1 事業計画書等の提出及び承認

- (1) 買受人は、事業着手の45日前までに現地を精査のうえで「立木販売事業着手届及び事業計画書」及び「伐採及び搬出に係るチェックリスト」について事業地を所轄する森林官を経由のうえ森林管理署に提出し、その内容について森林管理署長等の承認を受けること。また、当該物件を搬出するために搬出路及び土場等を作設する場合は着手届に併せて「搬出路等作設申請図」を提出し、森林管理署長等の承認を受けてから作業に着手すること。
- (2) 事業計画書の承認を受けた後、事業着手前に「立木販売における誤伐防止のためのチェックポイント」を森林官等を経由のうえ森林管理署に提出すること。
- (3) 事業着手後に、事業期間、搬出路作設等の内容が当初の届出から変更になる場合は作業を中止し、再度着手届等を提出し承認を受けてから作業を再開すること。

2 林地保全、河川汚濁防止等

- (1) 別紙1「北海道森林管理局の立木販売における主伐時の伐採・搬出指針」を遵守すること。
- (2) 集材に伴い他の立木に損傷を与える恐れのある場合は、当該木にあて木等をして残存木の保全に努めること。
- (3) 土場の箇所、搬出路の選定の際には、森林官と十分打合せを行うとともに、極力既設の土場及び既設の搬出路・森林作業道を利用すること。また、初回間伐等で既設の搬出路・森林作業道がなく新設する場合や二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合等は次によること。
 - ア 搬出路を作設する場合はバックホウを使用すること。
 - イ 搬出路の縦断勾配は概ね10度(18%)以下とし、やむを得ない場合は短い区間に限り概ね14度(25%)程度までとする。
 - ウ 搬出路の幅員は3mとする。ただし、必要に応じて0.5m程度の余裕を付加することができる。
 - エ 搬出路の切土高は、概ね1.5m程度とする。
 - オ 搬出路の伐開幅は、必要最小限とする。
 - カ 溪畔周辺(溪畔周辺とは、常時水流のある溪流や河川(国有林野施業実施計画図や国土地理院の地形図(1/25,000)に掲載されている溪流、河川)、湖沼等の水辺(通常、増水や氾濫といった攪乱を直接受ける場所を含む)から概ね片側25mを目安)における搬出路の作設は原則行わないものとし、やむを得ず作設する場合も横断のみに留め、溪畔内や溪畔沿いに長距離にわたって作設することは避けるものとする。
- (4) トラクタ集材に当たっては、ウインチを利用する等、林内への林業機械の走行は極力抑制する。ただし、緩傾斜地でのハーベスタ等による林内作業は除くものとする。
- (5) 搬出完了後に、作設した搬出路の完成図(1/5,000)を提出すること。
- (6) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。
- (7) 伐採搬出に使用した搬出路・森林作業道については、事業終了時に適切な水切りを施工するなど、林地災害等の未然防止を図ること。また、使用した林道等については、運材の終了時に不陸均し・水切り等の措置を行い、通行に支障のないよう回復すること。

- (8) 末木枝条については、地拵、植付け作業に支障となる場所に放置しないこと。
- (9) 森林管理署長等は、買受人が承認を受けた搬出路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができること。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じること。

3 狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理署は銃猟安全対策を定めることから、狩猟期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

なお、事業者は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可猟とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受人が行うこと。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受人の責任において行うこと。
- (3) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

5 その他

- (1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえることをご承知下さい。
- (4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
- (5) 林道保護のため、各年3月上旬から5月下旬までの期間は原則運材を停止すること。
- (6) 林業専用道新設工事支障木の皆伐区は測量杭があるため出来る限り保護に努め、損傷を少なくすること。また、青色テープ内が皆伐区となるが、外には控えの測量杭があるため、これを損傷しないこと。（8号物件のみ）
- (7) 仁田別林道を通行する際は釧路市が管理しているゲートがあるため、釧路市役所阿寒支所及び根釧西部森林管理署と調整の上、釧路市から鍵を借り受けること。（7号物件のみ）

別添 1

特約事項

1 事業計画書等の提出及び承認

- (1) 買受人は、事業着手の45日前までに現地を精査のうえで「立木販売事業着手届及び事業計画書」及び「伐採及び搬出に係るチェックリスト」について事業地を所轄する森林官を経由のうえ森林管理署に提出し、その内容について森林管理署長等の承認を受けること。また、当該物件を搬出するために搬出路及び土場等を作設する場合は着手届に併せて「搬出路等作設申請図」を提出し、森林管理署長等の承認を受けてから作業に着手すること。
- (2) 事業計画書の承認を受けた後、事業着手前に「立木販売における誤伐防止のためのチェックポイント」を森林官等を経由のうえ森林管理署に提出すること。
- (3) 事業着手後に、事業期間、搬出路作設等の内容が当初の届出から変更になる場合は作業を中止し、再度着手届等を提出し承認を受けてから作業を再開すること。

2 林地保全、河川汚濁防止等

- (1) 別紙1「北海道森林管理局の立木販売における主伐時の伐採・搬出指針」を遵守すること。
- (2) 集材に伴い他の立木に損傷を与える恐れのある場合は、当該木にあて木等をして残存木の保全に努めること。
- (3) 土場の箇所、搬出路の選定の際には、森林官と十分打合せを行うとともに、極力既設の土場及び既設の搬出路・森林作業道を利用すること。また、初回間伐等で既設の搬出路・森林作業道がなく新設する場合や二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合等は次によること。
 - ア 搬出路を作設する場合はバックホウを使用すること。
 - イ 搬出路の縦断勾配は概ね10度(18%)以下とし、やむを得ない場合は短い区間に限り概ね14度(25%)程度までとする。
 - ウ 搬出路の幅員は3mとする。ただし、必要に応じて0.5m程度の余裕を付加することができる。
 - エ 搬出路の切土高は、概ね1.5m程度とする。
 - オ 搬出路の伐開幅は、必要最小限とする。
 - カ 溪畔周辺（溪畔周辺とは、常時水流のある溪流や河川（国有林野施業実施計画図や国土地理院の地形図（1/25,000）に掲載されている溪流、河川）、湖沼等の水辺（通常、増水や氾濫といった攪乱を直接受ける場所を含む）から概ね片側25mを目安）における搬出路の作設は原則行わないものとし、やむを得ず作設する場合も横断のみに留め、溪畔内や溪畔沿いに長距離にわたって作設することは避けるものとする。
- (4) トラクタ集材に当たっては、ウインチを利用する等、林内への林業機械の走行は極力抑制する。ただし、緩傾斜地でのハーベスタ等による林内作業は除くものとする。
- (5) 搬出完了後に、作設した搬出路の完成図(1/5,000)を提出すること。
- (6) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。
- (7) 伐採搬出に使用した搬出路・森林作業道については、事業終了時に適切な水切りを施工するなど、林地災害等の未然防止を図ること。また、使用した林道等については、運材の終了時に不陸均し・水切り等の措置を行い、通行に支障のないよう回復すること。

- (8) 末木枝条については、地拵、植付け作業に支障となる場所に放置しないこと。
- (9) 森林管理署長等は、買受人が承認を受けた搬出路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができること。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じること。

3 狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理署は銃猟安全対策を定めることから、狩猟期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

なお、事業者は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可猟とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受人が行うこと。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受人の責任において行うこと。
- (3) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

5 その他

- (1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえることをご承知下さい。
- (4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
- (5) 林道保護のため、各年3月上旬から5月下旬までの期間は原則運材を停止すること。
- (6) 林業専用道新設工事支障木の皆伐区は測量杭があるため出来る限り保護に努め、損傷を少なくすること。また、青色テープ内が皆伐区となるが、外には控えの測量杭があるため、これを損傷しないこと。（8号物件のみ）

※7号物件のみ適用

- (7) 仁田別林道を通行する際は釧路市が管理しているゲートがあるため、釧路市阿寒町行政センター及び根釧西部森林管理署と調整の上、阿寒町行政センターから鍵を借

り受けること。

※ 7 号物件のみ適用

- (8) 道道 2 2 2 号（雄別釧路線）と道道 6 6 6 号（徹別原野釧路線）の接続地点から約 4.3km 区間は冬期間通行止めとなり施錠されるため、冬期間事業を行う場合は、釧路建設管理部より鍵の借受手続きをすること。また、釧路建設管理部の指示に従い通行すること。（当該物件の 2 0 5 2 ろはと小班が該当）

※ 5 号物件のみ適用

- (9) 国道 2 7 4 号より（徹別方面）道道 6 6 6 号（徹別原野釧路線）へ分岐して約 1.1km 地点は冬期間通行止めとなり施錠されるため、冬期間事業を行う場合は、釧路建設管理部より鍵の借受手続きをすること。また、釧路建設管理部の指示に従い通行すること。

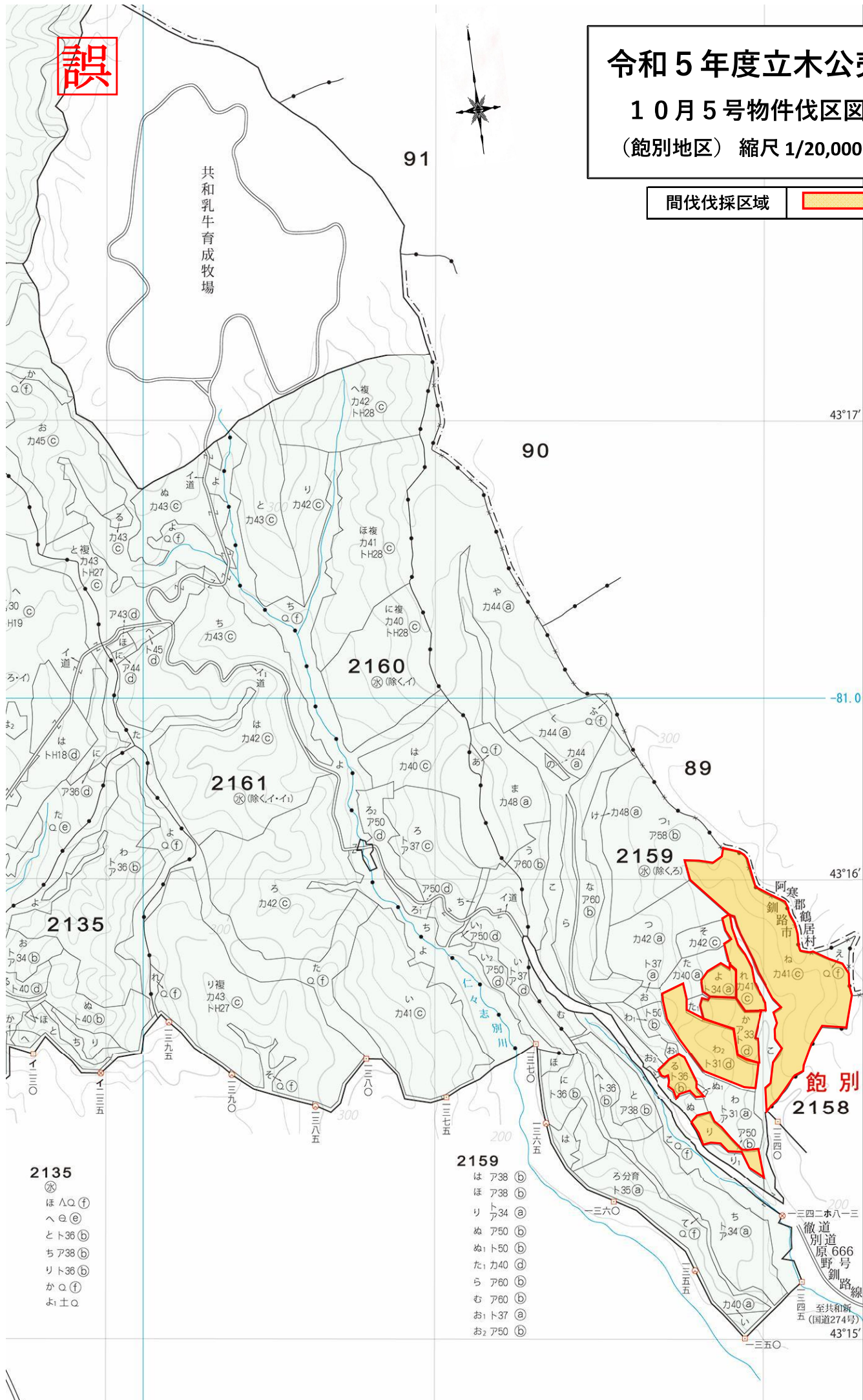
誤

令和5年度立木公売

10月5号物件伐区図

(飽別地区) 縮尺 1/20,000

間伐伐採区域



2135

※
ほ 八Q f
へ e e
と ト36 b
ち ア38 b
リ ト36 b
か Q f
よ1 ±Q

2159

は ア38 b
ほ ア38 b
リ ト34 a
ぬ ア50 b
ぬ ト50 b
た1 カ40 d
ら ア60 b
む ア60 b
お1 ト37 a
お2 ア50 b

令和5年度立木公売

10月7号物件伐区図

(雄別地区) 縮尺 1/20,000

間伐伐採区域

除外区域



ろA⑤
はト50④
にト50④
へト50④
ロ荒土

2052

にトH12⑤
とア56④
ちア54④
リQ⑦
ハ雑

誤

2043

2042

2052

2037

2041

2051

2036

2054

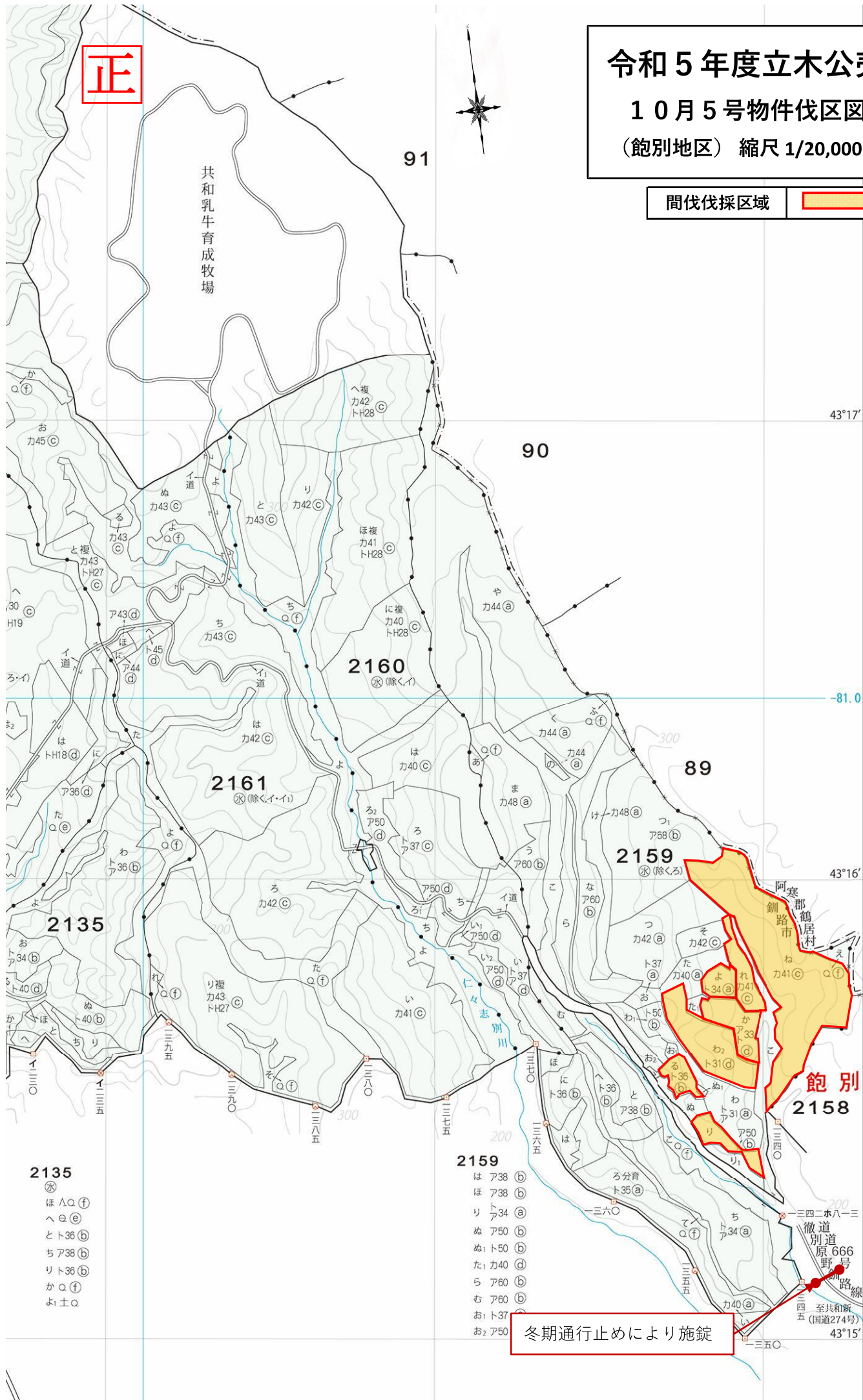
正

令和5年度立木公売

10月5号物件伐区図

(飽別地区) 縮尺 1/20,000

間伐伐採区域



91

90

43°17'

-81.0

89

43°16'

飽別
2158

2135

※
ほ 八〇 ㊦
へ ㊤ ㊤
と ト36 ㊤
ち ア38 ㊤
リ ト36 ㊤
か 〇 ㊦
よ 土 〇

2159

は ア38 ㊤
ほ ア38 ㊤
リ ト34 ㊤
ぬ ア50 ㊤
ぬ ト50 ㊤
た 力40 ㊤
ら ア60 ㊤
む ア60 ㊤
お ト37 ㊤
お ア50 ㊤

冬期通行止めにより施錠

阿寒郡
釧路市
鶴居村
至共和新
(国道274号)
43°15'

令和5年度立木公売

10月7号物件伐区図

(雄別地区) 縮尺 1/20,000

正

間伐伐採区域



除外区域



冬期通行止めにより施錠

通年通行止めにより施錠

道道徹別原野雄別線

道道徹別原野雄別線

道道雄別釧路線

